

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月26日

【中間会計期間】 第105期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社 山梨中央銀行

【英訳名】 The Yamanashi Chuo Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役頭取 芦 澤 敏 久

【本店の所在の場所】 山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号

【電話番号】 055(233)2111(大代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画部長 進 藤 中

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区鍛冶町一丁目6番10号
株式会社 山梨中央銀行東京支店

【電話番号】 03(3256)3131(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役東京支店長兼西東京推進部長 くぬぎ 茂 夫

【縦覧に供する場所】 株式会社 山梨中央銀行東京支店
(東京都千代田区鍛冶町一丁目6番10号)
株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度 中間連結 会計期間	平成18年度 中間連結 会計期間	平成19年度 中間連結 会計期間	平成17年度	平成18年度
		(自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日)	(自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	29,097	30,087	32,209	60,283	61,610
連結経常利益	百万円	8,907	8,502	7,552	17,033	17,066
連結中間純利益	百万円	4,087	3,789	3,631	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	7,382	7,721
連結純資産額	百万円	164,299	173,660	177,328	173,236	184,836
連結総資産額	百万円	2,586,345	2,600,069	2,597,553	2,567,475	2,595,307
1株当たり純資産額	円	889.68	938.22	957.96	938.14	998.34
1株当たり中間純利益	円	22.12	20.52	19.68	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	39.76	41.83
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	—	6.66	6.80	—	7.09
連結自己資本比率(国内基準)	%	11.66	11.27	12.44	11.89	12.03
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△ 32,798	△ 40,835	31,901	32,366	△ 91,072
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△ 28,095	△ 8,974	△ 33,942	△ 33,277	26,017
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△ 487	△ 506	△ 671	△ 996	△ 1,002
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	58,831	68,059	49,656	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	118,310	52,317
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,727 [476]	1,656 [552]	1,625 [634]	1,671 [493]	1,589 [577]

(注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

4 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

5 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。

6 「自己資本比率」は、(中間期末(期末)純資産の部合計－中間期末(期末)少数株主持分)を中間期末(期末)資産の部の合計で除して算出しております。

7 「連結自己資本比率」は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第103期中	第104期中	第105期中	第103期	第104期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	26,297	27,095	29,160	54,584	55,364
経常利益	百万円	8,435	8,453	7,659	16,615	16,659
中間純利益	百万円	4,052	3,832	3,938	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	7,244	7,718
資本金	百万円	15,400	15,400	15,400	15,400	15,400
発行済株式総数	千株	189,915	189,915	189,915	189,915	189,915
純資産額	百万円	164,079	172,891	176,685	172,908	183,884
総資産額	百万円	2,585,278	2,599,075	2,596,896	2,565,192	2,595,549
預金残高	百万円	2,182,035	2,206,386	2,232,606	2,168,765	2,204,810
貸出金残高	百万円	1,422,307	1,454,439	1,448,655	1,480,085	1,519,463
有価証券残高	百万円	895,506	912,449	907,198	909,535	891,458
1株当たり純資産額	円	888.49	936.73	957.68	936.36	996.52
1株当たり中間純利益	円	21.93	20.76	21.34	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	39.01	41.81
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	円	2.50	2.50	2.50	5.00	6.00
自己資本比率	%	—	6.65	6.80	—	7.08
単体自己資本比率(国内基準)	%	11.50	11.12	12.45	11.84	11.99
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,626 [452]	1,567 [519]	1,550 [582]	1,572 [467]	1,507 [540]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1)中間財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

4 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

5 「自己資本比率」は、中間期末(期末)純資産の部合計を中間期末(期末)資産の部の合計で除して算出しております。

6 「単体自己資本比率」は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

なお、平成18年9月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	銀行業	リース業	その他の事業	合計
従業員数(人)	1,591 [615]	13 [8]	21 [11]	1,625 [634]

- (注) 1 従業員数は、執行役員6人を含み、嘱託及び臨時従業員643人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	1,550 [582]
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、執行役員6人を含み、嘱託及び臨時従業員587人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3 当行の従業員組合は、山梨中央銀行職員組合と称し、組合員数は1,317人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・業績

当中間連結会計期間のわが国経済は、個人消費が力強さを欠いたものの、輸出が増加傾向で推移し、生産や設備投資も堅調を持続するなど、全体として企業部門を中心に緩やかな回復が続きました。

この間、金融情勢は、期間の前半はおおむね落ち着いて推移いたしましたが、後半は米国のサブプライムローン問題を契機として世界的に金融市場が動揺し、国内においても、株式相場の乱高下や一時的な円高の進行がみられました。

当行グループの主たる経営基盤である山梨県経済は、個人消費の一部や住宅投資に弱い動きがみられましたが、設備投資が堅調に推移したほか、生産も機械工業を中心に総じて増勢を維持したことから、全国同様緩やかな回復傾向が続きました。

このような金融経済環境のなかで、当行グループは、平成19年4月から向こう3か年を計画期間とする中期経営計画「‘Evolution(エボリューション)2010’」(平成19年4月～平成22年3月)に基づき、役職員一丸となって収益力の強化や経営基盤の拡充、経営の効率化に努めてまいりました。

預金は、個人預金の増強を中心に地域に密着した営業活動を展開するとともに、多様化するお客様の資産運用ニーズに迅速かつ適切にお応えしてまいりました。この結果、譲渡性預金を含めた総預金は、個人預金の増加を主因として上半期中に189億円増加し、9月末残高は2兆3,547億円となりました。

また、国債および投資信託の窓口販売残高の合計は、上半期中に116億円増加し、9月末残高は2,445億円となりました。

貸出金は、緩やかな景気回復の動きが見られるなか、個人ローンの推進や中堅・中小企業向け融資の拡大に努めましたが、資金需要は総じて低調に推移しました。この結果、大企業向け貸出の減少を主因として上半期中に695億円減少し、9月末残高は1兆4,370億円となりました。

有価証券は、地方債などの公共債を引き受ける一方、投資環境や市場動向を見極めながら効率的な運用を図りました。この結果、上半期中に157億円増加し、9月末残高は9,059億円となりました。

また、連結自己資本比率(国内基準)は12.44%となりました。

損益面については、資金利益の増加や役務収益の増強に加え、経営全般にわたる合理化・効率化をすすめ、収益力の強化に取り組みました。

また、従来同様厳格な資産の自己査定に基づく償却・引当処理を実施する一方で、お取引先企業に対する経営相談や支援機能の強化、早期事業再生などに積極的に取り組みました。

以上の結果、連結経常収益は、貸出金利息の増加等により、前年同期比21億22百万円増加し322億9百万円となりました。

連結経常利益は、従来同様厳格な資産の自己査定に基づく償却・引当処理を行い、与信費用が前年同期比10億84百万円増加したことなどから、前年同期比9億50百万円減少し75億52百万円となりました。

連結中間純利益は、税金費用が前年同期比8億72百万円減少したことなどから、前年同期比1億58百万円減少の36億31百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績について、銀行業の経常収益は、資金運用収益の増加などにより、前年同期比20億13百万円増加し293億36百万円、経常利益は前年同期比8億79百万円減少し75億95百万円となりました。

リース業の経常収益は、前年同期比98百万円増加し30億97百万円、経常損益は前年同期比63百万円減少し、15百万円の経常損失となりました。

その他の事業の経常収益は、前年同期比20百万円減少し6億48百万円、経常損益は前年同期比12百万円減少し、26百万円の経常損失となりました。

なお、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び海外支店が無く、また、国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満であるため、所在地別セグメント情報及び国際業務経常収益については記載しておりません。

・キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フロー

預金・譲渡性預金が189億円増加、貸出金が695億円減少し、コールローン等が601億円増加したことなどから、319億円のキャッシュイン(前年同期は408億円のキャッシュアウト)となりました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

有価証券の取得を953億円行い、売却・償還が624億円あったことなどから、339億円のキャッシュアウト(前年同期は89億円のキャッシュアウト)となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー

配当金の支払いなどにより、6億円のキャッシュアウト(前年同期は5億円のキャッシュアウト)となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は、496億円(前期比26億円減少)となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、貸出金利息の増加を主因に前年同期比6億52百万円増加し、192億55百万円となりました。役務取引等収支は、為替業務手数料の減少を主因に前年同期比41百万円減少し、33億74百万円となりました。その他業務収支は、国債等債券売却損の減少を主因に前年同期比6億53百万円増加し、3億25百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	18,406	196	—	18,602
	当中間連結会計期間	19,026	228	—	19,255
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	19,007	2,200	20	21,187
	当中間連結会計期間	21,725	2,379	111	23,993
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	600	2,004	20	2,584
	当中間連結会計期間	2,698	2,150	111	4,737
役務取引等収支	前中間連結会計期間	3,394	21	—	3,415
	当中間連結会計期間	3,353	21	—	3,374
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,233	37	—	4,271
	当中間連結会計期間	4,226	36	—	4,262
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	839	16	—	855
	当中間連結会計期間	872	15	—	887
その他業務収支	前中間連結会計期間	△ 402	74	—	△ 328
	当中間連結会計期間	250	75	—	325
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	2,461	74	—	2,536
	当中間連結会計期間	2,646	75	—	2,721
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	2,864	0	—	2,864
	当中間連結会計期間	2,396	—	—	2,396

(注) 1 「国内業務部門」は国内店の円建取引、「国際業務部門」は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2 「相殺消去額(△)」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用／調達状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定の平均残高は、貸出金の増加を主因に前年同期比327億21百万円増加し、2兆4,585億円となりました。資金運用勘定利息は、貸出金利息の増加を主因に前年同期比28億6百万円増加し、239億93百万円となりました。

資金調達勘定の平均残高は、預金の増加を主因に前年同期比199億13百万円増加し、2兆3,629億円となりました。

資金調達勘定利息は預金利息の増加を主因に前年同期比21億53百万円増加し、47億37百万円となりました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	2,395,353	19,007	1.58
	当中間連結会計期間	2,441,383	21,725	1.77
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,414,205	13,513	1.90
	当中間連結会計期間	1,458,737	15,576	2.12
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	139	0	0.24
	当中間連結会計期間	730	0	0.24
うち有価証券	前中間連結会計期間	820,396	5,328	1.29
	当中間連結会計期間	831,448	5,806	1.39
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	86,767	81	0.18
	当中間連結会計期間	59,701	162	0.54
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	64	0	0.03
	当中間連結会計期間	56	0	0.12
資金調達勘定	前中間連結会計期間	2,312,387	600	0.05
	当中間連結会計期間	2,345,632	2,698	0.22
うち預金	前中間連結会計期間	2,155,060	498	0.04
	当中間連結会計期間	2,198,733	2,381	0.21
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	155,426	93	0.11
	当中間連結会計期間	140,410	291	0.41
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	437	0	0.01
	当中間連結会計期間	3,442	10	0.59
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマースナル・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	1,277	9	1.47
	当中間連結会計期間	2,859	15	1.06

(注) 1 「平均残高」は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については期首と中間期末の残高に基づく平均残高を利用してあります。

2 「国内業務部門」は国内店の円建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めてあります。

3 「資金運用勘定」は、無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間9,458百万円、当中間連結会計期間7,291百万円)を控除して表示しております。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	87,872	2,200	4.99
	当中間連結会計期間	92,895	2,379	5.10
うち貸出金	前中間連結会計期間	5,158	152	5.91
	当中間連結会計期間	4,209	122	5.82
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	32,562	743	4.55
	当中間連結会計期間	19,401	416	4.28
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	48,390	1,285	5.29
	当中間連結会計期間	67,947	1,836	5.39
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
資金調達勘定	前中間連結会計期間	88,070	2,004	4.53
	当中間連結会計期間	93,070	2,150	4.60
うち預金	前中間連結会計期間	6,472	95	2.94
	当中間連結会計期間	4,818	86	3.58
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	24,078	637	5.27
	当中間連結会計期間	12,402	332	5.34
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 1 「国際業務部門」は国内店の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクステンジ取引に適用する方式)により算出しております。

3 「資金運用勘定」は、無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間14百万円、当中間連結会計期間10百万円)を控除して表示しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り(%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	2,483,226	57,417	2,425,808	21,207	20	21,187	1.74
	当中間連結会計期間	2,534,279	75,749	2,458,530	24,104	111	23,993	1.94
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,419,363	—	1,419,363	13,666	—	13,666	1.92
	当中間連結会計期間	1,462,947	—	1,462,947	15,699	—	15,699	2.14
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	139	—	139	0	—	0	0.24
	当中間連結会計期間	730	—	730	0	—	0	0.24
うち有価証券	前中間連結会計期間	852,958	—	852,958	6,072	—	6,072	1.41
	当中間連結会計期間	850,850	—	850,850	6,222	—	6,222	1.45
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	135,158	—	135,158	1,367	—	1,367	2.01
	当中間連結会計期間	127,648	—	127,648	1,998	—	1,998	3.12
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	64	—	64	0	—	0	0.03
	当中間連結会計期間	56	—	56	0	—	0	0.12
資金調達勘定	前中間連結会計期間	2,400,458	57,417	2,343,040	2,605	20	2,584	0.22
	当中間連結会計期間	2,438,702	75,749	2,362,953	4,849	111	4,737	0.39
うち預金	前中間連結会計期間	2,161,533	—	2,161,533	593	—	593	0.05
	当中間連結会計期間	2,203,551	—	2,203,551	2,468	—	2,468	0.22
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	155,426	—	155,426	93	—	93	0.11
	当中間連結会計期間	140,410	—	140,410	291	—	291	0.41
うちコールマネー及 び売渡手形	前中間連結会計期間	24,515	—	24,515	637	—	637	5.18
	当中間連結会計期間	15,845	—	15,845	342	—	342	4.31
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引受 入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うちコマース・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	1,277	—	1,277	9	—	9	1.47
	当中間連結会計期間	2,859	—	2,859	15	—	15	1.06

(注) 1 「相殺消去額」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息であります。

2 「資金運用勘定」は、無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間9,472百万円、当中間連結会計期間7,301百万円)を控除して表示しております。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は、為替業務手数料の減少を主因に前年同期比9百万円減少し、42億62百万円となりました。

役務取引等費用は、前年同期比31百万円増加し8億87百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,233	37	4,271
	当中間連結会計期間	4,226	36	4,262
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	1,434	—	1,434
	当中間連結会計期間	1,382	—	1,382
うち為替業務	前中間連結会計期間	1,320	36	1,357
	当中間連結会計期間	1,260	35	1,295
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	609	—	609
	当中間連結会計期間	761	—	761
うち代理業務	前中間連結会計期間	355	—	355
	当中間連結会計期間	307	—	307
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	131	—	131
	当中間連結会計期間	131	—	131
うち保証業務	前中間連結会計期間	221	0	222
	当中間連結会計期間	193	0	194
役務取引等費用	前中間連結会計期間	839	16	855
	当中間連結会計期間	872	15	887
うち為替業務	前中間連結会計期間	311	13	324
	当中間連結会計期間	329	13	342

(注) 1 「国内業務部門」は国内店の円建取引、「国際業務部門」は国内店の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額については、該当ありません。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	2,196,122	6,747	2,202,869
	当中間連結会計期間	2,226,752	4,644	2,231,397
うち流動性預金	前中間連結会計期間	1,185,272	—	1,185,272
	当中間連結会計期間	1,185,063	—	1,185,063
うち定期性預金	前中間連結会計期間	981,299	—	981,299
	当中間連結会計期間	1,018,869	—	1,018,869
うちその他	前中間連結会計期間	29,550	6,747	36,297
	当中間連結会計期間	22,819	4,644	27,464
譲渡性預金	前中間連結会計期間	142,972	—	142,972
	当中間連結会計期間	123,363	—	123,363
総合計	前中間連結会計期間	2,339,094	6,747	2,345,842
	当中間連結会計期間	2,350,116	4,644	2,354,760

(注) 1 「国内業務部門」は国内店の円建取引、「国際業務部門」は国内店の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

定期性預金=定期預金+定期積金

3 相殺消去額については、該当ありません。

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	1,440,394	100.00	1,437,033	100.00
製造業	149,534	10.38	138,938	9.67
農業	3,844	0.27	2,455	0.17
林業	242	0.02	271	0.02
漁業	30	0.00	24	0.00
鉱業	1,958	0.14	1,595	0.11
建設業	82,808	5.75	75,959	5.29
電気・ガス・熱供給・水道業	21,541	1.49	17,786	1.24
情報通信業	9,637	0.67	9,511	0.66
運輸業	44,660	3.10	44,307	3.08
卸売・小売業	139,923	9.71	140,163	9.75
金融・保険業	61,496	4.27	63,737	4.44
不動産業	188,480	13.09	194,126	13.51
各種サービス業	174,979	12.14	165,372	11.51
国・地方公共団体	155,507	10.80	173,938	12.10
その他	405,746	28.17	408,843	28.45
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,440,394	—	1,437,033	—

(注) 「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

② 外国政府等向け債権残高(国別)

該当ありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	414,541	—	414,541
	当中間連結会計期間	401,560	—	401,560
地方債	前中間連結会計期間	172,669	—	172,669
	当中間連結会計期間	183,216	—	183,216
社債	前中間連結会計期間	114,305	—	114,305
	当中間連結会計期間	130,543	—	130,543
株式	前中間連結会計期間	109,064	—	109,064
	当中間連結会計期間	102,777	—	102,777
その他の証券	前中間連結会計期間	75,066	26,804	101,870
	当中間連結会計期間	70,725	17,112	87,838
合計	前中間連結会計期間	885,647	26,804	912,451
	当中間連結会計期間	888,823	17,112	905,936

- (注) 1 「国内業務部門」は国内店の円建取引、「国際業務部門」は国内店の外貨建取引であります。
ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。
- 2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。
- 3 相殺消去額については、該当ありません。

[次へ](#)

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	20,864	22,098	1,234
経費(除く臨時処理分)	13,247	13,398	151
人件費	7,289	7,348	59
物件費	5,218	5,308	90
税金	739	741	2
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	7,616	8,699	1,083
一般貸倒引当金繰入額	△ 827	374	1,201
業務純益	8,444	8,324	△ 120
うち債券関係損益	△ 495	55	550
臨時損益	8	△ 665	△ 673
株式関係損益	1,779	851	△ 928
不良債権処理損失	1,907	1,720	△ 187
貸出金償却	2	2	0
個別貸倒引当金繰入額	1,873	1,690	△ 183
債権売却損	31	28	△ 3
その他	—	0	0
その他臨時損益	137	203	66
経常利益	8,453	7,659	△ 794
特別損益	△ 96	△ 186	△ 90
うち固定資産処分損益	△ 60	△ 114	△ 54
うち減損損失	38	74	36
税引前中間純利益	8,356	7,472	△ 884
法人税、住民税及び事業税	3,618	2,776	△ 842
法人税等調整額	905	757	△ 148
中間純利益	3,832	3,938	106

(注) 1 業務粗利益=資金運用収支+役員取引等収支+その他業務収支

2 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額

3 「臨時損益」とは、損益計算書中その他経常収益・費用から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

4 債券関係損益=国債等債券売却益+国債等債券償還益-国債等債券売却損-国債等債券償還損-国債等債券償却

5 株式関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.57	1.77	0.20
(イ)貸出金利回	1.88	2.11	0.23
(ロ)有価証券利回	1.29	1.38	0.09
(2) 資金調達原価 ②	1.17	1.35	0.18
(イ)預金等利回	0.05	0.22	0.17
(ロ)外部負債利回	0.01	0.59	0.58
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.40	0.42	0.02

(注) 1 「国内業務部門」とは、国内店の円建取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	8.78	9.62	0.84
業務純益ベース	9.74	9.20	△ 0.54
中間純利益ベース	4.42	4.35	△ 0.07

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	2,206,386	2,232,606	26,220
預金(平残)	2,164,518	2,206,441	41,923
貸出金(末残)	1,454,439	1,448,655	△ 5,784
貸出金(平残)	1,432,492	1,475,213	42,721

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,602,487	1,647,202	44,715
法人	470,987	461,925	△ 9,062
その他	132,910	123,478	△ 9,432
合計	2,206,386	2,232,606	26,220

(注) 1 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

2 「その他」は、公金、金融機関等であります。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	396,011	399,468	3,457
住宅ローン残高	368,058	373,983	5,925
その他ローン残高	27,952	25,484	△ 2,468

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	①	990,885	952,425	△ 38,460
総貸出金残高	②	1,454,439	1,448,655	△ 5,784
中小企業等貸出金比率	①/②	68.12	65.74	△ 2.38
中小企業等貸出先件数	③	72,849	71,243	△ 1,606
総貸出先件数	④	73,172	71,560	△ 1,612
中小企業等貸出先件数比率	③/④	99.55	99.55	0.00

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	1	13
信用状	8	89	8	102
保証	2,766	20,242	2,467	11,701
計	2,774	20,332	2,476	11,816

(注) 有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号 平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、前事業年度の下半期から相殺しております。

これにより前中間会計期間の支払承諾及び支払承諾見返は、変更後の方法によった場合、それぞれ7,001百万円減少します。

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	15,400	15,400
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	8,290	8,292
	利益剰余金	108,284	114,740
	自己株式(△)	2,316	2,378
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	461	461
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	493	591
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される 無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	129,690	136,184
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	7,509	9,726
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	—
計	7,509	9,726	
うち自己資本への算入額 (B)	7,509	7,172	
控除項目	控除項目(注4) (C)	239	552
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	136,960	142,804
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,194,162	1,042,931
	オフ・バランス取引等項目	20,961	18,516
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,215,123	1,061,448
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (G)/8% (F)	—	86,099
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	6,887
	計(E) + (F) (注5) (H)	1,215,123	1,147,548
連結自己資本比率(国内基準) = D/H × 100 (%)	11.27	12.44	
(参考)Tier 1比率 = A/H × 100 (%)	—	11.86	

- (注) 1 告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号(旧告示第25条第1項第1号)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第25条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。
- 5 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	15,400	15,400
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	8,287	8,287
	その他資本剰余金	3	5
	利益準備金	9,405	9,405
	その他利益剰余金	98,637	105,354
	その他	—	—
	自己株式(△)	2,316	2,378
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	461	461
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される 無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	128,955	135,613
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	6,135	7,551
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	—
	計	6,135	7,551
うち自己資本への算入額 (B)	6,135	7,144	
控除項目	控除項目(注4) (C)	50	375
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	135,039	142,382
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,192,864	1,040,330
	オフ・バランス取引等項目	20,961	18,516
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,213,826	1,058,846
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	—	84,299
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	6,743
計(E)+(F)(注5) (H)	1,213,826	1,143,146	
単体自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		11.12	12.45
(参考)Tier 1比率=A/H×100(%)		—	11.86

(注) 1 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。

4 告示第43条第1項第1号から第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

5 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	24,963	21,699
危険債権	48,742	38,929
要管理債権	16,361	17,955
正常債権	1,386,325	1,389,995

[前へ](#)

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

3 【対処すべき課題】

金融機関を取り巻く環境は、規制緩和が一段と進展し、ゆうちょ銀行の営業開始や異業種からの銀行業参入など、業態を越えた競争が益々激化するとともに、金融商品取引法の施行や内部統制報告制度への対応等、自己責任原則に基づく強固な経営管理態勢の構築が求められるなど、非常に厳しい時代を迎えています。

当行グループでは、このような経営環境の変化に迅速かつ的確に対応し、さらなる飛躍を遂げるために、平成19年4月から向こう3か年を計画期間とする中期経営計画「『Evolution(エボリューション)2010』」(平成19年4月～平成22年3月)を策定し、全力を挙げて取り組んでおります。

本計画では、当行の経営理念である「地域密着と健全経営」に基づき、地域社会の繁栄と経済発展に寄与するため、お客さまが抱える暮らしや経営の課題の解決策(ソリューション)を提供することを基本戦略としております。

「個人ソリューション戦略」では、個人のお客さまの資産状況やライフイベントに応じた提案を効率的・効果的に提供するとともに、機能サービスの充実強化により、お客様の利便性向上に努めております。

「法人ソリューション戦略」では、経営者のみなさまから求められる様々な情報やソリューションを的確に提供し、業容拡大、経営改善に貢献するとともに、それに伴って必要となる資金および機能サービスの提供に積極的に取り組んでおります。

「地域ソリューション戦略」では、産学官の連携を進めるほか、様々な分野の地域産業への取組みを強化するとともに、地域づくりへ積極的に参画し、地域経済の活性化に努めております。

さらに、これらの戦略を支える基盤拡充施策として、お客さまとの接点(チャンネル)の拡充、顧客満足(CS)基盤の構築、市場運用力の強化、内部管理態勢の強化、人材育成に重点を置き取り組んでおります。

創業以来の経営理念であります「地域密着と健全経営」のもとで、当行グループは、顧客ロイヤルティ(お客様の永続的な信頼)の向上と低コスト・高収益体質の銀行構築に取組み、お客さまから支持され進化・発展し続ける金融サービス業を目指してまいります。

また、当行及びグループ5社は、総合的な金融機能を十分に発揮し、付加価値の高い金融サービスの提供に努め、地域経済の発展に貢献してまいり所存であります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	事業の別	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
当行	本店他	山梨県 甲府市他	更改	銀行業	勘定系 システム 更改	4,666	—	自己資金	平成19年 10月	平成22年 10月

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	398,000,000
計	398,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月26日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	189,915,000	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	—
計	189,915,000	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	—	189,915	—	15,400,000	—	8,287,374

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	8,962	4.71
オーエム04エスエスピー クライアントオムニバス (常任代理人 株式会社三井住友 銀行 証券ファイナンス営業部)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都千代田区丸の内一丁目3番2号)	7,975	4.19
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	6,465	3.40
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟)	6,047	3.18
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	5,600	2.94
山梨中央銀行職員持株会	山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号	4,798	2.52
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	4,328	2.27
株式会社みずほコーポレート銀行 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟)	3,736	1.96
株式会社常陽銀行 (常任代理人 日本マスタートラ スト信託銀行株式会社)	茨城県水戸市南町二丁目5番5号 (東京都港区浜松町二丁目11番3号)	3,217	1.69
富国生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟)	3,000	1.57
計	—	54,131	28.50

(注) 1 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 6,465千株

2 当行は、平成19年9月30日現在、自己株式を5,422千株(2.85%)保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

3 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成16年11月15日付で大量保有報告書の提出があり、平成16年10月31日付で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当行として当中間会計期間末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	8,962	4.72
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	2,081	1.10
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	27	0.01
三菱UFJセキュリティーズ インターナショナル	6 Broadgate, London EC2M 2AA, United Kingdom	330	0.17
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	154	0.08
計	—	11,554	6.08

4 Platinum Investment Management Limited から、平成19年12月7日付で大量保有報告書の提出があり、平成19年12月3日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当行として当中間会計期間末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
Platinum Investment Management Limited	Level 8,7 Macquarie Place, Sydney NSW 2000, Australia	8,760	4.61

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,422,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 182,400,000	182,400	—
単元未満株式	普通株式 2,093,000	—	—
発行済株式総数	189,915,000	—	—
総株主の議決権	—	182,400	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が6千株含まれております。
また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が6個含まれております。
2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式330株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 山梨中央銀行	山梨県甲府市丸の内 一丁目20番8号	5,422,000	—	5,422,000	2.85
計	—	5,422,000	—	5,422,000	2.85

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	803	799	820	800	747	649
最低(円)	761	745	761	709	604	561

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		68,216	2.62	49,819	1.92	52,527	2.02
コールローン及び買入手形		125,417	4.82	157,892	6.08	97,636	3.76
買入金銭債権		18,200	0.70	16,298	0.63	16,418	0.63
商品有価証券		22	0.00	84	0.00	39	0.00
有価証券	※1, 8 13	912,451	35.09	905,936	34.88	890,196	34.30
貸出金	※2, 3 4, 5, 6 7, 10	1,440,394	55.40	1,437,033	55.32	1,506,551	58.05
外国為替	※7	509	0.02	461	0.02	340	0.01
その他資産	※8	22,502	0.87	21,977	0.84	21,503	0.83
有形固定資産	※11, 12	26,960	1.04	26,838	1.03	26,930	1.04
無形固定資産		745	0.03	695	0.03	717	0.03
繰延税金資産		946	0.04	704	0.03	821	0.03
支払承諾見返		20,332	0.78	11,816	0.45	12,627	0.49
貸倒引当金		△ 36,631	△1.41	△ 32,007	△1.23	△ 31,002	△1.19
資産の部合計		2,600,069	100.00	2,597,553	100.00	2,595,307	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※8	2,202,869	84.72	2,231,397	85.90	2,200,240	84.78
譲渡性預金		142,972	5.50	123,363	4.75	135,563	5.22
コールマネー及び売渡手形		18,698	0.72	10,227	0.39	12,820	0.49
借入金	※8,9	1,269	0.05	1,210	0.05	1,175	0.05
外国為替		107	0.01	122	0.00	105	0.00
その他負債		20,620	0.79	20,827	0.80	20,052	0.77
役員賞与引当金		—	—	—	—	39	0.00
退職給付引当金		7,531	0.29	7,281	0.28	7,512	0.29
役員退職慰労引当金		—	—	499	0.02	634	0.03
繰延税金負債		12,006	0.46	13,480	0.52	19,701	0.76
支払承諾		20,332	0.78	11,816	0.46	12,627	0.49
負債の部合計		2,426,408	93.32	2,420,225	93.17	2,410,471	92.88
(純資産の部)							
資本金		15,400	0.59	15,400	0.59	15,400	0.59
資本剰余金		8,290	0.32	8,292	0.32	8,291	0.32
利益剰余金		108,284	4.17	114,740	4.42	111,754	4.31
自己株式		△ 2,316	△0.09	△ 2,378	△0.09	△ 2,352	△0.09
株主資本合計		129,658	4.99	136,055	5.24	133,094	5.13
その他有価証券評価差額金		43,499	1.67	40,679	1.57	51,121	1.97
繰延ヘッジ損益		9	0.00	2	0.00	5	0.00
評価・換算差額等合計		43,509	1.67	40,682	1.57	51,126	1.97
少数株主持分		493	0.02	591	0.02	615	0.02
純資産の部合計		173,660	6.68	177,328	6.83	184,836	7.12
負債及び純資産の部合計		2,600,069	100.00	2,597,553	100.00	2,595,307	100.00

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		30,087	100.00	32,209	100.00	61,610	100.00
資金運用収益		21,187		23,993		43,374	
(うち貸出金利息)		(13,666)		(15,699)		(28,550)	
(うち有価証券利息配当金)		(6,072)		(6,223)		(12,227)	
役務取引等収益		4,271		4,262		8,836	
その他業務収益		2,536		2,721		5,696	
その他経常収益	※1	2,092		1,232		3,702	
経常費用		21,584	71.74	24,657	76.55	44,543	72.30
資金調達費用		2,584		4,737		5,588	
(うち預金利息)		(593)		(2,468)		(2,047)	
役務取引等費用		855		887		1,727	
その他業務費用		2,864		2,396		5,762	
営業経費		13,481		13,785		26,594	
その他経常費用	※2	1,797		2,849		4,870	
経常利益		8,502	28.26	7,552	23.45	17,066	27.70
特別利益		3	0.01	2	0.01	10	0.01
償却債権取立益		3		2		10	
特別損失		98	0.33	208	0.65	703	1.14
固定資産処分損		60		117		110	
減損損失		38		74		38	
役員退職慰労引当金繰入額		—		—		537	
その他の特別損失		—		16		16	
税金等調整前中間(当期)純利益		8,407	27.94	7,346	22.81	16,372	26.57
法人税、住民税及び事業税		3,775	12.54	2,873	8.92	4,996	8.11
法人税等調整額		847	2.82	877	2.73	3,524	5.72
少数株主利益 (△は少数株主損失)		△4	△0.02	△35	△0.11	130	0.21
中間(当期)純利益		3,789	12.60	3,631	11.27	7,721	12.53

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高 (百万円)	15,400	8,289	104,994	△ 2,273	126,411
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	△ 461	—	△ 461
役員賞与(注)	—	—	△ 38	—	△ 38
中間純利益	—	—	3,789	—	3,789
自己株式の取得	—	—	—	△ 44	△ 44
自己株式の処分	—	0	—	0	1
株主資本以外の項目の 中間連結会計期間中の 変動額(純額)	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の 変動額合計(百万円)	—	0	3,289	△ 43	3,246
平成18年9月30日残高 (百万円)	15,400	8,290	108,284	△ 2,316	129,658

	評価・換算差額等			少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	46,825	—	46,825	511	173,748
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	△ 461
役員賞与(注)	—	—	—	—	△ 38
中間純利益	—	—	—	—	3,789
自己株式の取得	—	—	—	—	△ 44
自己株式の処分	—	—	—	—	1
株主資本以外の項目の 中間連結会計期間中の 変動額(純額)	△ 3,325	9	△ 3,315	△ 18	△ 3,334
中間連結会計期間中の 変動額合計(百万円)	△ 3,325	9	△ 3,315	△ 18	△ 87
平成18年9月30日残高 (百万円)	43,499	9	43,509	493	173,660

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高 (百万円)	15,400	8,291	111,754	△ 2,352	133,094
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△ 645	—	△ 645
中間純利益	—	—	3,631	—	3,631
自己株式の取得	—	—	—	△ 28	△ 28
自己株式の処分	—	1	—	2	3
株主資本以外の項目の 中間連結会計期間中の 変動額(純額)	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の 変動額合計(百万円)	—	1	2,985	△ 25	2,961
平成19年9月30日残高 (百万円)	15,400	8,292	114,740	△ 2,378	136,055

	評価・換算差額等			少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高 (百万円)	51,121	5	51,126	615	184,836
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△ 645
中間純利益	—	—	—	—	3,631
自己株式の取得	—	—	—	—	△ 28
自己株式の処分	—	—	—	—	3
株主資本以外の項目の 中間連結会計期間中の 変動額(純額)	△ 10,441	△ 2	△ 10,443	△ 24	△ 10,468
中間連結会計期間中の 変動額合計(百万円)	△ 10,441	△ 2	△ 10,443	△ 24	△ 7,507
平成19年9月30日残高 (百万円)	40,679	2	40,682	591	177,328

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高 (百万円)	15,400	8,289	104,994	△ 2,273	126,411
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	△ 461	—	△ 461
剰余金の配当	—	—	△ 461	—	△ 461
役員賞与(注)	—	—	△ 38	—	△ 38
当期純利益	—	—	7,721	—	7,721
自己株式の取得	—	—	—	△ 80	△ 80
自己株式の処分	—	1	—	1	3
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額 合計(百万円)	—	1	6,759	△ 78	6,682
平成19年3月31日残高 (百万円)	15,400	8,291	111,754	△ 2,352	133,094

	評価・換算差額等			少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	46,825	—	46,825	511	173,748
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	△ 461
剰余金の配当	—	—	—	—	△ 461
役員賞与(注)	—	—	—	—	△ 38
当期純利益	—	—	—	—	7,721
自己株式の取得	—	—	—	—	△ 80
自己株式の処分	—	—	—	—	3
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	4,296	5	4,301	104	4,405
連結会計年度中の変動額 合計(百万円)	4,296	5	4,301	104	11,088
平成19年3月31日残高 (百万円)	51,121	5	51,126	615	184,836

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益		8,407	7,346	16,372
減価償却費		2,586	2,674	5,223
減損損失		38	74	38
負ののれん償却額		—	—	△ 1
貸倒引当金の増減(△)額		515	1,005	△ 5,113
役員賞与引当金の増減(△)額		—	△ 39	39
退職給付引当金の増減(△)額		19	△ 231	0
役員退職慰労引当金の 増減(△)額		—	△ 134	634
資金運用収益		△ 21,187	△ 23,993	△ 43,374
資金調達費用		2,584	4,737	5,588
有価証券関係損益(△)		△ 1,283	△ 900	△ 2,608
為替差損益(△)		△ 180	210	△ 219
固定資産処分損益(△)		53	91	84
貸出金の純増(△)減		27,478	69,517	△ 38,679
預金の純増減(△)		36,558	31,157	33,928
譲渡性預金の純増減(△)		4,225	△ 12,199	△ 3,183
借入金の純増減(△)		△ 14	34	△ 108
預け金(日銀預け金を除く)の 純増(△)減		190	47	136
コールローン等の純増(△)減		△ 106,756	△ 60,136	△ 77,193
コールマネー等の純増減(△)		△ 12,678	△ 2,593	△ 18,557
外国為替(資産)の純増(△)減		420	△ 121	590
外国為替(負債)の純増減(△)		△ 44	16	△ 47
資金運用による収入		20,895	24,093	43,481
資金調達による支出		△ 2,324	△ 4,053	△ 4,744
その他		△ 241	△ 1,000	△ 1,864
小計		△ 40,734	35,604	△ 89,577
法人税等の支払額		△ 100	△ 3,702	△ 1,495
営業活動による キャッシュ・フロー		△ 40,835	31,901	△ 91,072
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△ 67,905	△ 95,313	△ 131,279
有価証券の売却による収入		21,833	10,546	50,323
有価証券の償還による収入		38,180	51,866	108,999
有形固定資産の取得による 支出		△ 1,059	△ 1,026	△ 1,975
有形固定資産の売却による 収入		—	0	—
無形固定資産の取得による 支出		△ 23	△ 16	△ 50
投資活動による キャッシュ・フロー		△ 8,974	△ 33,942	26,017

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
配当金支払額		△ 461	△ 645	△ 922
少数株主への配当金支払額		△ 2	△ 1	△ 2
自己株式の取得による支出		△ 44	△ 28	△ 80
自己株式の売却による収入		1	3	3
財務活動による キャッシュ・フロー		△ 506	△ 671	△ 1,002
IV 現金及び現金同等物に係る 換算差額		64	51	64
V 現金及び現金同等物 の増減(△)額		△ 50,251	△ 2,660	△ 65,993
VI 現金及び現金同等物 の期首残高		118,310	52,317	118,310
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		68,059	49,656	52,317

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 5社 山梨中央保証株式会社 山梨中銀リース株式会社 山梨中銀ディーシーカード株式会社 山梨中銀ビジネスサービス株式会社 山梨中銀経営コンサルティング株式会社</p> <p>(2) 非連結子会社 1社 やまなしベンチャー育成投資事業有限責任組合</p> <p>なお、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号 平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用し同組合を子会社としております。</p> <p>非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 5社 同 左</p> <p>(2) 非連結子会社 1社 やまなしベンチャー育成投資事業有限責任組合</p> <p>非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 5社 同 左</p> <p>(2) 非連結子会社 1社 やまなしベンチャー育成投資事業有限責任組合</p> <p>なお、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号 平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用し同組合を子会社としております。</p> <p>非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同 左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 同 左</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同 左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社 やまなしベンチャー育成投資事業有限責任組合 持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>	<p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社 同 左</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 同 左</p>	<p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社 やまなしベンチャー育成投資事業有限責任組合 持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 同 左</p>
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	すべての連結子会社の中間決算日は中間連結決算日と一致しております。	同 左	すべての連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左</p>
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 同 左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左
	(4) 減価償却の方法 ①有形固定資産 有形固定資産は、主として定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 2年～20年 また、有形固定資産に計上した連結子会社所有のリース資産については、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 ①有形固定資産 有形固定資産は、主として定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 その他の有形固定資産 2年～20年 また、有形固定資産に計上した連結子会社所有のリース資産については、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。 この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ17百万円減少しております。 セグメント情報に与える影響は、(セグメント情報)に記載しております。	(4) 減価償却の方法 ①有形固定資産 有形固定資産は、主として定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 その他の有形固定資産 2年～20年 また、有形固定資産に計上した連結子会社所有のリース資産については、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(追加情報)</p> <p>法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>これにより、経常利益及び税金等調整前中間純利益は従来の方法によった場合に比べ28百万円減少しております。</p> <p>セグメント情報に与える影響は、(セグメント情報)に記載しております。</p>	
	<p>②無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法を採用しております。</p> <p>また、無形固定資産に計上した連結子会社所有のリース資産については、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。</p> <p>③リース資産</p> <p>その他資産のうち、連結子会社所有のリース資産(貸手側資産)については、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。</p>	<p>②無形固定資産</p> <p>同 左</p> <p>③リース資産</p> <p>同 左</p>	<p>②無形固定資産</p> <p>同 左</p> <p>③リース資産</p> <p>同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>「注記事項」(中間連結貸借対照表関係)※4記載の貸出条件緩和債権等を有する債務者及びその関連先で、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができ る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定 利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当て ております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>「注記事項」(中間連結貸借対照表関係)※4記載の貸出条件緩和債権等を有する債務者及びその関連先で、債権額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができ る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定 利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当て ております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>「注記事項」(連結貸借対照表関係)※4記載の貸出条件緩和債権等を有する債務者及びその関連先で、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができ る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定 利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当て ております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金も、主として当行と同一の方法により計上しております。</p>	<p>した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金も、主として当行と同一の方法により計上しております。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金も、主として当行と同一の方法により計上しております。</p>
	—————	—————	<p>(6) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ営業経費は39百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ同額減少しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
			セグメント情報に与える影響については、(セグメント情報)に記載しております。
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は、以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は、以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>
	—	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金内規に基づく中間連結会計期間末現在の要支給額を計上しております。</p>	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金内規に基づく連結会計年度末現在の要支給額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(追加情報)</p> <p>役員退職慰労金は、前中間連結会計期間は支出時の費用として処理しておりましたが、前連結会計年度の下半期において引当金を計上する方法に変更いたしました。</p> <p>これにより前中間連結会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、営業経費は48百万円、特別損失は537百万円それぞれ少なく計上され、経常利益は48百万円、税金等調整前中間純利益は586百万円それぞれ多く計上されております。</p>	<p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員退職慰労金は、支出時の費用として処理しておりましたが、当連結会計年度から引当金を計上する方法に変更いたしました。これは、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)により、役員賞与が引当金計上を含め費用処理されることとなったことをはじめ、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)が公表されたことを契機として、企業会計原則注解(注18)の要件を踏まえて当該会計処理を見直した結果、変更するものであります。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ営業経費は96百万円、特別損失は537百万円それぞれ増加し、経常利益は96百万円、税金等調整前当期純利益は634百万円それぞれ減少しております。</p> <p>セグメント情報に与える影響については、(セグメント情報)に記載しております。</p> <p>また、上記のとおり会計処理の見直しを当下半期に行ったため、当中間連結会計期間は、従来の方法によっております。このため、当中間連結会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、営業経費は48百万円、特別損失は537百万円それぞれ少なく計上され、経常利益は48百万円、税金等調整前中間純利益は586百万円それぞれ多く計上されております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 同 左	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	(10) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によりしております。	(10) リース取引の処理方法 同 左	(10) リース取引の処理方法 同 左
	(11) 重要なヘッジ会計の方法 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによりしております。 繰延ヘッジの採用にあたっては、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段として指定し、当該ヘッジ手段の残存期間を通じて、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することにより、ヘッジの有効性を評価しております。	(11) 重要なヘッジ会計の方法 同 左	(11) 重要なヘッジ会計の方法 同 左

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(12) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税 (以下、「消費税等」と いう。)の会計処理は、 税抜方式によっておりま す。 ただし、有形固定資産 に係る控除対象外消費税 等は当中間連結会計期間 の費用に計上しておりま す。	(12) 消費税等の会計処理 同 左	(12) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税 (以下、「消費税等」と いう。)の会計処理は、 税抜方式によっておりま す。 ただし、有形固定資産 に係る控除対象外消費税 等は当連結会計年度の費 用に計上しております。
5 (中間)連結キャッ シュ・フロー計算書 における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フ ロー計算書における資金の 範囲は、中間連結貸借対照 表上の「現金預け金」のう ち現金及び日本銀行への預 け金であります。	同 左	連結キャッシュ・フロー 計算書における資金の範囲 は、連結貸借対照表上の 「現金預け金」のうち現金 及び日本銀行への預け金で あります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は173,157百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部合計」に相当する金額は184,215百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>
<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針)</p> <p>企業集団内の会社に投資(子会社株式等)を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号 平成19年3月29日)の第30-2項を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>これにより、中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ207百万円減少しております。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号 平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で「繰延ヘッジ損失」又は「繰延ヘッジ利益」として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間末の「その他負債」に含まれていた繰延ヘッジ利益から税効果額を控除した金額は28百万円であります。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間末の「動産不動産」のうち「有形固定資産」は26,528百万円、「無形固定資産」は795百万円、「その他資産」は334百万円あります。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として表示しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「動産不動産の取得による支出」のうち「有形固定資産の取得による支出」は710百万円、「無形固定資産の取得による支出」は141百万円、「その他」は5百万円あります。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 有価証券には、非連結子会社への出資金189百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は8,987百万円、延滞債権額は65,737百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は425百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,935百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社への出資金176百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,930百万円、延滞債権額は56,137百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は275百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,680百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社への出資金185百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は4,421百万円、延滞債権額は59,620百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は294百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,415百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																								
<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は91,086百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は80,023百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は80,751百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>																								
<p>—————</p>	<p>—————</p>	<p>※6 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、46,619百万円であります。</p>																								
<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は18,180百万円であります。</p>	<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は14,480百万円であります。</p>	<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は17,436百万円であります。</p>																								
<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>472百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>8,720百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>220百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券129,354百万円及びその他資産(現金)26百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は310百万円であります。</p>	有価証券	472百万円	担保資産に対応する債務		預金	8,720百万円	借入金	220百万円	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>366百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>5,664百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>125百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券127,763百万円及びその他資産(現金)19百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は285百万円であります。</p>	有価証券	366百万円	担保資産に対応する債務		預金	5,664百万円	借入金	125百万円	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>393百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>622百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>145百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券130,510百万円及びその他資産(現金)29百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は299百万円であります。</p>	有価証券	393百万円	担保資産に対応する債務		預金	622百万円	借入金	145百万円
有価証券	472百万円																									
担保資産に対応する債務																										
預金	8,720百万円																									
借入金	220百万円																									
有価証券	366百万円																									
担保資産に対応する債務																										
預金	5,664百万円																									
借入金	125百万円																									
有価証券	393百万円																									
担保資産に対応する債務																										
預金	622百万円																									
借入金	145百万円																									
<p>※9 借入金のうち719百万円の担保として、未経過リース期間に係るリース契約債権1,334百万円を供しております。</p>	<p>※9 借入金のうち775百万円の担保として、未経過リース期間に係るリース契約債権1,018百万円を供しております。</p>	<p>※9 借入金のうち710百万円の担保として、未経過リース期間に係るリース契約債権1,103百万円を供しております。</p>																								

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は405,355百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが389,846百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は404,018百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが389,481百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は402,065百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが387,772百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額</p>	<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額</p>	<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額</p>
<p>30,135百万円</p>	<p>30,916百万円</p>	<p>30,638百万円</p>
<p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 1,073百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 1,073百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 1,073百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
—————	<p>※13 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は6,219百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号 平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、前連結会計年度の下半期から相殺しております。</p> <p>これにより前中間連結会計期間の支払承諾及び支払承諾見返は、変更後の方法によった場合、それぞれ7,001百万円減少します。</p>	<p>※13 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は7,065百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号 平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。</p> <p>これにより従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ7,065百万円減少しております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益1,824百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額1,594百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益919百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額2,684百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益3,176百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額3,765百万円、債権売却損737百万円を含んでおります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	189,915	—	—	189,915	
自己株式					
普通株式	5,297	51	2	5,346	(注)

(注) 単元未満株式の買取り及び買増しによる増減であります。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	461	2.5	平成18年3月31日	平成18年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日
後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月24日 取締役会	普通株式	461	利益剰余金	2.5	平成18年9月30日	平成18年12月11日

II 当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	189,915	—	—	189,915	
自己株式					
普通株式	5,389	37	5	5,422	(注)

(注) 当中間連結会計期間中の変動事由は、単元未満株式の買取請求による増加及び買増請求による減少であります。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	645	3.5	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日
後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月19日 取締役会	普通株式	461	利益剰余金	2.5	平成19年9月30日	平成19年12月10日

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	189,915	—	—	189,915	
自己株式					
普通株式	5,297	97	4	5,389	(注)

(注) 当連結会計年度中の変動事由は、単元未満株式の買取請求による増加及び買増請求による減少であります。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	461	2.5	平成18年3月31日	平成18年6月30日
平成18年11月24日 取締役会	普通株式	461	2.5	平成18年9月30日	平成18年12月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となる
もの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	645	利益剰余金	3.5	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位 百万円) 平成18年9月30日現在 現金預け金勘定 68,216 日本銀行以外への預け金 △ 157 現金及び現金同等物 68,059	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位 百万円) 平成19年9月30日現在 現金預け金勘定 49,819 日本銀行以外への預け金 △ 163 現金及び現金同等物 49,656	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位 百万円) 平成19年3月31日現在 現金預け金勘定 52,527 日本銀行以外への預け金 △ 210 現金及び現金同等物 52,317

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(貸手側) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高 取得価額 動産 その他 合計 14,862百万円 3,023百万円 17,886百万円 減価償却累計額 動産 その他 合計 6,967百万円 1,381百万円 8,349百万円 中間連結会計期間末残高 動産 その他 合計 7,895百万円 1,641百万円 9,536百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 1年超 合計 3,067百万円 7,159百万円 10,227百万円 ・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 受取リース料 1,889百万円 減価償却費 1,633百万円 受取利息相当額 236百万円 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。	(貸手側) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高 取得価額 有形固定資産 無形固定資産 合計 16,156百万円 3,449百万円 19,606百万円 減価償却累計額 有形固定資産 無形固定資産 合計 8,133百万円 1,676百万円 9,810百万円 中間連結会計期間末残高 有形固定資産 無形固定資産 合計 8,023百万円 1,772百万円 9,796百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 1年超 合計 3,195百万円 7,292百万円 10,488百万円 ・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 受取リース料 1,927百万円 減価償却費 1,687百万円 受取利息相当額 239百万円 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。	(貸手側) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高 取得価額 その他の有形固定資産 ソフトウェア 合計 16,619百万円 3,395百万円 20,015百万円 減価償却累計額 その他の有形固定資産 ソフトウェア 合計 8,829百万円 1,755百万円 10,585百万円 年度末残高 その他の有形固定資産 ソフトウェア 合計 7,789百万円 1,639百万円 9,429百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 1年超 合計 3,116百万円 7,018百万円 10,135百万円 ・当連結会計年度の受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 受取リース料 3,797百万円 減価償却費 3,292百万円 受取利息相当額 479百万円 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。

(有価証券関係)

- ※1 (中間)連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパーを含めて記載しております。
- ※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、(中間)財務諸表における注記事項として、該当が無い旨記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	2,993	2,995	1
合計	2,993	2,995	1

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	49,866	108,590	58,724
債券	692,247	694,045	1,798
国債	414,107	414,541	433
地方債	171,569	172,669	1,099
社債	106,570	106,834	264
その他	94,262	101,680	7,417
合計	836,377	904,317	67,940

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

- 2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断し、減損処理する基準は以下のとおりであります。

- ① 中間連結決算日における当該有価証券の時価の、取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄については一律減損処理。
- ② 下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去1年間の時価水準を勘案したうえで、回復の可能性がない銘柄について減損処理。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場事業債券	7,201
その他有価証券	
非上場株式	473
非上場事業債券	270

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	996	996	△ 0
合計	996	996	△ 0

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	51,205	102,395	51,190
債券	708,281	708,926	644
国債	401,399	401,560	160
地方債	183,039	183,216	176
社債	123,842	124,149	307
その他	76,210	87,660	11,450
合計	835,697	898,982	63,285

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

- 2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、40百万円(全額が株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断し、減損処理する基準は以下のとおりであります。

- ① 中間連結決算日における当該有価証券の時価の、取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄については一律減損処理。
- ② 下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去1年間の時価水準を勘案したうえで、回復の可能性がない銘柄について減損処理。
- ③ 下落率が30%未満の銘柄については、発行者の財政状態等を勘案し、必要と認める場合に減損処理。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場事業債券	6,219
その他有価証券	
非上場株式	382
非上場事業債券	175
投資事業有限責任組合出資金	176

Ⅲ 前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	39	△ 0

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—
その他	997	997	0	0	—
合計	997	997	0	0	—

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	50,867	115,800	64,932	65,172	239
債券	675,474	676,222	748	3,035	2,286
国債	406,759	406,521	△ 237	1,220	1,458
地方債	157,365	158,029	664	1,223	558
社債	111,350	111,671	321	590	269
その他	75,083	90,097	15,014	15,240	225
合計	801,425	882,120	80,695	83,448	2,752

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、42百万円(全額が株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断し、減損処理する基準は以下のとおりであります。

- ① 連結決算日における当該有価証券の時価の、取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄については一律減損処理。
- ② 下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去1年間の時価水準を勘案したうえで、回復の可能性がない銘柄について減損処理。
- ③ 下落率が30%未満の銘柄については、発行者の財政状態等を勘案し、必要と認める場合に減損処理。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	43,212	3,582	881

6 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場事業債券	7,065
その他有価証券	
非上場株式	629
非上場事業債券	195
投資事業有限責任組合出資金	185

7 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

(平成19年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	121,204	321,248	177,390	63,639
国債	67,392	161,405	114,084	63,639
地方債	28,737	84,767	44,524	—
社債	25,075	75,075	18,781	—
その他	1,596	1,990	14,785	—
合計	122,801	323,239	192,176	63,639

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

該当ありません。

III 前連結会計年度末

該当ありません。

[次へ](#)

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	67,940
その他有価証券	67,940
(△)繰延税金負債	24,400
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	43,540
(△)少数株主持分相当額	40
その他有価証券評価差額金	43,499

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	63,285
その他有価証券	63,285
(△)繰延税金負債	22,565
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	40,719
(△)少数株主持分相当額	39
その他有価証券評価差額金	40,679

III 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	80,695
その他有価証券	80,695
(△)繰延税金負債	29,546
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	51,149
(△)少数株主持分相当額	27
その他有価証券評価差額金	51,121

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	350	△ 0	△ 0
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△ 0	△ 0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している為替スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	659	△ 0	△ 0
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△ 0	△ 0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している為替スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行は、先物外国為替予約取引を利用しております。また状況に応じて、金利スワップ取引、金利や債券の先物取引及びオプション取引を利用しております。

(2) 取引に対する取組方針

当行は、顧客の多様なニーズに応えるとともに、金利や為替の変動等によって生じるリスクを回避するために、慎重な姿勢でデリバティブ取引に取り組んでおります。また、一部の取引については、当行が規定する一定の契約限度額の範囲内で、トレーディング取引を行っております。なお、仕組みが複雑で投機的な取引は取り扱わない方針であります。

(3) 取引の利用目的

当行は、(2)の取組方針に基づき、デリバティブ取引を行っております。

なお、一部のデリバティブ取引についてはヘッジ会計を適用しております。

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したデリバティブ取引は、以下のとおりであります。

① ヘッジ会計の方法

「繰延ヘッジ処理」によっております。

② ヘッジ取引の方針

「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等に準拠する行内基準に基づき、為替変動リスクを減殺することを目的としております。なお、ヘッジ対象及びヘッジ手段は、以下のとおりであります。

- ・ヘッジ対象・・・外貨貸出金、外貨コールローン、外貨預金
- ・ヘッジ手段・・・為替スワップ

③ ヘッジの有効性の評価方法

ヘッジの手段の残存期間を通じて、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

(4) 取引に係るリスクの内容

当行が利用しているデリバティブ取引に内在する代表的なリスクは、信用リスクと市場リスクであります。信用リスクとは、取引先が契約不履行に陥った場合に被る可能性のあるリスクであります。当行では、一定の基準の下で取引先を限定しており、信用リスクの減少に努めております。また、市場リスクとは金利や為替等の変動から被る可能性のあるリスクであります。デリバティブ取引のほとんどがヘッジ目的であるため、大きな損失を被る可能性は少ないと認識しております。

(5) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の取扱いは、当行のリスク管理基準に基づき、ポジション限度額の設定やロスカットルールの厳正な運用等につとめ、損益に大きな影響を及ぼさないよう強固な管理体制の維持を図っております。

(6) その他

「取引の時価等に関する事項」における契約額等は、この金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量または信用リスク量を示すものではありません。

なお、連結子会社は、デリバティブ取引を行っておりません。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	318	—	△ 1	△ 1
	買建	204	—	0	0
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	△ 1	△ 1

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

[前へ](#)

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当ありません。

III 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当ありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に 対する経常収益	27,169	2,465	452	30,087	—	30,087
(2) セグメント間の 内部経常収益	154	533	217	905	(905)	—
計	27,323	2,999	669	30,992	(905)	30,087
経常費用	18,848	2,950	682	22,481	(897)	21,584
経常利益(△は経常損失)	8,475	48	△ 13	8,510	(7)	8,502

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に 対する経常収益	29,159	2,597	452	32,209	—	32,209
(2) セグメント間の 内部経常収益	176	500	195	873	(873)	—
計	29,336	3,097	648	33,082	(873)	32,209
経常費用	21,740	3,112	674	25,528	(871)	24,657
経常利益(△は経常損失)	7,595	△ 15	△ 26	7,554	(2)	7,552

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に 対する経常収益	55,479	5,146	983	61,610	—	61,610
(2) セグメント間の 内部経常収益	360	1,013	428	1,802	(1,802)	—
計	55,840	6,159	1,412	63,412	(1,802)	61,610
経常費用	38,987	6,118	1,193	46,299	(1,755)	44,543
経常利益	16,852	41	218	17,112	(46)	17,066

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行業・・・銀行業

(2) リース業・・・リース業

(3) その他の事業・・・クレジットカード、ベンチャーキャピタル業、コンサルティング業

3 会計方針の変更

(前中間連結会計期間)

該当ありません。

(当中間連結会計期間)

有形固定資産の減価償却の方法の変更

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4 (4)に記載のとおり、当中間連結会計期間から、有形固定資産の減価償却の方法を変更しております。

これにより、従来の方法によった場合に比べ、「銀行業」の経常費用は17百万円増加、経常利益は同額減少しております。「リース業」、「その他の事業」に与える影響は軽微であります。

また、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

これにより、従来の方法によった場合に比べ、「銀行業」の経常費用は28百万円増加、経常利益は同額減少しております。「リース業」、「その他の事業」に与える影響は軽微であります。

(前連結会計年度)

役員賞与引当金

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4 (6)に記載のとおり、当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。

これにより、従来の方法によった場合に比べて、「銀行業」の経常費用は39百万円増加し、経常利益は同額減少しております。

役員退職慰労引当金

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4 (8)に記載のとおり、当連結会計年度から役員退職慰労引当金を計上しております。

これにより、従来の方法によった場合に比べて、「銀行業」の経常費用は94百万円増加、経常利益は同額減少、「リース業」の経常費用は1百万円増加、経常利益は同額減少、「その他の事業」の経常費用は1百万円増加、経常利益は同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び海外支店を有していないため、所在地別セグメント情報は、前中間連結会計期間、当中間連結会計期間、前連結会計年度とも記載しておりません。

【国際業務経常収益】

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益は前中間連結会計期間、当中間連結会計期間、前連結会計年度とも記載を省略しております。

(企業結合等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当ありません。

III 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当ありません。

(開示対象特別目的会社関係)

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当ありません。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	938.22	957.96	998.34
1株当たり 中間(当期)純利益	円	20.52	19.68	41.83

(注) 1 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間(当期)純利益	百万円	3,789	3,631	7,721
普通株主に 帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	3,789	3,631	7,721
普通株式の(中間) 期中平均株式数	千株	184,595	184,510	184,571

2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の 合計額	百万円	173,660	177,328	184,836
純資産の部の 合計額から 控除する金額	百万円	493	591	615
うち少数株主 持分	百万円	493	591	615
普通株式に係る 中間期末(期末)の 純資産額	百万円	173,167	176,737	184,220
1株当たり純資産 額の算定に用いら れた中間期末(期 末)の普通株式の 数	千株	184,568	184,492	184,525

(重要な後発事象)

- I 前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
該当事項はありません。
- II 当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
該当事項はありません。
- III 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		68,200	2.62	49,818	1.92	52,469	2.02
コールローン		125,417	4.82	157,892	6.08	97,636	3.76
買入金銭債権		16,111	0.62	14,084	0.54	14,303	0.55
商品有価証券		22	0.00	84	0.00	39	0.00
有価証券	※1,8 12	912,449	35.11	907,198	34.93	891,458	34.35
貸出金	※2,3 4,5,6 7,9,13	1,454,439	55.96	1,448,655	55.79	1,519,463	58.54
外国為替	※7	509	0.02	461	0.02	340	0.01
その他資産	※8	9,765	0.38	9,361	0.36	9,057	0.35
有形固定資産	※10, 11	24,861	0.96	24,984	0.96	24,935	0.96
無形固定資産		532	0.02	530	0.02	530	0.02
支払承諾見返		20,332	0.78	11,816	0.46	12,627	0.49
貸倒引当金		△ 33,566	△1.29	△ 27,991	△1.08	△ 27,311	△1.05
資産の部合計		2,599,075	100.00	2,596,896	100.00	2,595,549	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※8	2,206,386	84.89	2,232,606	85.97	2,204,810	84.95
譲渡性預金		144,372	5.56	126,863	4.89	136,963	5.28
コールマネー		18,698	0.72	10,227	0.39	12,820	0.49
外国為替		107	0.00	122	0.00	105	0.00
その他負債		16,753	0.65	17,374	0.67	16,485	0.64
役員賞与引当金		—	—	—	—	39	0.00
退職給付引当金		7,531	0.29	7,281	0.28	7,512	0.29
役員退職慰労引当金		—	—	490	0.02	623	0.02
繰延税金負債		12,001	0.46	13,429	0.52	19,677	0.76
支払承諾		20,332	0.78	11,816	0.46	12,627	0.49
負債の部合計		2,426,183	93.35	2,420,211	93.20	2,411,665	92.92
(純資産の部)							
資本金		15,400	0.59	15,400	0.59	15,400	0.59
資本剰余金		8,290	0.32	8,292	0.32	8,291	0.32
資本準備金		8,287		8,287		8,287	
その他資本剰余金		3		5		4	
利益剰余金		108,042	4.16	114,759	4.42	111,467	4.29
利益準備金		9,405		9,405		9,405	
その他利益剰余金		98,637		105,354		102,062	
固定資産圧縮積立金		101		101		101	
別途積立金		92,501		99,101		92,501	
繰越利益剰余金		6,035		6,152		9,460	
自己株式		△ 2,316	△0.09	△ 2,378	△0.09	△ 2,352	△0.09
株主資本合計		129,416	4.98	136,074	5.24	132,807	5.11
其他有価証券評価差額金		43,465	1.67	40,607	1.56	51,072	1.97
繰延ヘッジ損益		9	0.00	2	0.00	5	0.00
評価・換算差額等合計		43,475	1.67	40,610	1.56	51,077	1.97
純資産の部合計		172,891	6.65	176,685	6.80	183,884	7.08
負債及び純資産の部合計		2,599,075	100.00	2,596,896	100.00	2,595,549	100.00

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		27,095	100.00	29,160	100.00	55,364	100.00
資金運用収益		21,192		24,044		43,422	
(うち貸出金利息)		(13,677)		(15,754)		(28,607)	
(うち有価証券利息配当金)		(6,067)		(6,219)		(12,219)	
役務取引等収益		3,755		3,780		7,801	
その他業務収益		85		137		578	
その他経常収益	※2	2,061		1,197		3,561	
経常費用		18,642	68.80	21,501	73.73	38,704	69.91
資金調達費用		2,575		4,733		5,570	
(うち預金利息)		(594)		(2,469)		(2,048)	
役務取引等費用		1,098		1,130		2,213	
その他業務費用		495		—		874	
営業経費	※1	13,247		13,443		26,031	
その他経常費用	※3	1,225		2,193		4,013	
経常利益		8,453	31.20	7,659	26.27	16,659	30.09
特別利益		2	0.01	1	0.00	7	0.01
償却債権取立益		2		1		7	
特別損失		98	0.37	188	0.65	681	1.23
固定資産処分損		60		114		110	
減損損失		38		74		38	
役員退職慰労引当金繰入額		—		—		531	
税引前中間(当期)純利益		8,356	30.84	7,472	25.62	15,986	28.87
法人税、住民税及び事業税		3,618	13.36	2,776	9.52	4,797	8.66
法人税等調整額		905	3.34	757	2.60	3,469	6.27
中間(当期)純利益		3,832	14.14	3,938	13.50	7,718	13.94

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日 残高(百万円)	15,400	8,287	2	8,289	9,405	101	86,301	8,903	104,710	△2,273	126,126
中間会計期間中の 変動額											
剰余金の配当 (注)	—	—	—	—	—	—	—	△461	△461	—	△461
役員賞与(注)	—	—	—	—	—	—	—	△38	△38	—	△38
剰余金の内訳 科目間の振替 (注)	—	—	—	—	—	—	6,200	△6,200	—	—	—
中間純利益	—	—	—	—	—	—	—	3,832	3,832	—	3,832
自己株式の 取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△44	△44
自己株式の 処分	—	—	0	0	—	—	—	—	—	0	1
株主資本以外 の項目の中間 会計期間中の 変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の 変動額合計 (百万円)	—	—	0	0	—	—	6,200	△2,868	3,331	△43	3,289
平成18年9月30日 残高(百万円)	15,400	8,287	3	8,290	9,405	101	92,501	6,035	108,042	△2,316	129,416

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他 有価証 券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算 差額等 合計	
平成18年3月31日 残高(百万円)	46,781	—	46,781	172,908
中間会計期間中の 変動額				
剰余金の配当 (注)	—	—	—	△461
役員賞与(注)	—	—	—	△38
剰余金の内訳 科目間の振替 (注)	—	—	—	—
中間純利益	—	—	—	3,832
自己株式の 取得	—	—	—	△44
自己株式の 処分	—	—	—	1
株主資本以外 の項目の中間 会計期間中の 変動額(純額)	△3,316	9	△3,306	△3,306
中間会計期間中の 変動額合計 (百万円)	△3,316	9	△3,306	△17
平成18年9月30日 残高(百万円)	43,465	9	43,475	172,891

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成19年3月31日 残高(百万円)	15,400	8,287	4	8,291	9,405	101	92,501	9,460	111,467	△2,352	132,807
中間会計期間中の 変動額											
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△645	△645	—	△645
剰余金の内訳 科目間の振替	—	—	—	—	—	—	6,600	△6,600	—	—	—
中間純利益	—	—	—	—	—	—	—	3,938	3,938	—	3,938
自己株式の 取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△28	△28
自己株式の 処分	—	—	1	1	—	—	—	—	—	2	3
株主資本以外 の項目の中間 会計期間中の 変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の 変動額合計 (百万円)	—	—	1	1	—	—	6,600	△3,307	3,292	△25	3,267
平成19年9月30日 残高(百万円)	15,400	8,287	5	8,292	9,405	101	99,101	6,152	114,759	△2,378	136,074

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算 差額等 合計	
平成19年3月31日 残高(百万円)	51,072	5	51,077	183,884
中間会計期間中の 変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△645
剰余金の内訳 科目間の振替	—	—	—	—
中間純利益	—	—	—	3,938
自己株式の 取得	—	—	—	△28
自己株式の 処分	—	—	—	3
株主資本以外 の項目の中間 会計期間中の 変動額(純額)	△10,464	△2	△10,466	△10,466
中間会計期間中の 変動額合計 (百万円)	△10,464	△2	△10,466	△7,198
平成19年9月30日 残高(百万円)	40,607	2	40,610	176,685

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
平成18年3月31日 残高(百万円)	15,400	8,287	2	8,289	9,405	101	86,301	8,903	104,710	△2,273	126,126
事業年度中の 変動額											
剰余金の配当 (注)	—	—	—	—	—	—	—	△461	△461	—	△461
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△461	△461	—	△461
役員賞与(注)	—	—	—	—	—	—	—	△38	△38	—	△38
剰余金の内訳 科目間の振替 (注)	—	—	—	—	—	—	6,200	△6,200	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	7,718	7,718	—	7,718
自己株式の 取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△80	△80
自己株式の 処分	—	—	1	1	—	—	—	—	—	1	3
株主資本以外 の項目の事業 年度中の変動 額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動 額合計(百万円)	—	—	1	1	—	—	6,200	556	6,756	△78	6,680
平成19年3月31日 残高(百万円)	15,400	8,287	4	8,291	9,405	101	92,501	9,460	111,467	△2,352	132,807

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他 有価証 券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算 差額等 合計	
平成18年3月31日 残高(百万円)	46,781	—	46,781	172,908
事業年度中の 変動額				
剰余金の配当 (注)	—	—	—	△461
剰余金の配当	—	—	—	△461
役員賞与(注)	—	—	—	△38
剰余金の内訳 科目間の振替 (注)	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	7,718
自己株式の 取得	—	—	—	△80
自己株式の 処分	—	—	—	3
株主資本以外 の項目の事業 年度中の変動 額(純額)	4,290	5	4,295	4,295
事業年度中の変動 額合計(百万円)	4,290	5	4,295	10,975
平成19年3月31日 残高(百万円)	51,072	5	51,077	183,884

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同 左	同 左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	同 左	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、主として定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 2年～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、主として定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 その他の有形固定資産 2年～20年 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、主として定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 その他の有形固定資産 2年～20年

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ17百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>これにより、経常利益及び税引前中間純利益は従来の方法によった場合に比べ28百万円減少しております。</p>	
	(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法を採用しております。	(2) 無形固定資産 同 左	(2) 無形固定資産 同 左
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>「注記事項」(中間貸借対照表関係)※4記載の貸出条件緩和債権等を有する債務者及びその関連先で、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>「注記事項」(中間貸借対照表関係)※4記載の貸出条件緩和債権等を有する債務者及びその関連先で、債権額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>「注記事項」(貸借対照表関係)※4記載の貸出条件緩和債権等を有する債務者及びその関連先で、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法。)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理していましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ営業経費は39百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ同額減少しております。</p>
	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は、以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p>	<p>(3) 退職給付引当金 同 左</p>	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は、以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>		<p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>
	<p>—————</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金内規に基づく中間会計期間末現在の要支給額を計上しております。</p> <p>(追加情報) 役員退職慰労金は、前中間会計期間は支出時の費用として処理しておりましたが、前事業年度の下半期において引当金を計上する方法に変更いたしました。</p> <p>これにより前中間会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、営業経費は46百万円、特別損失は531百万円それぞれ少なく計上され、経常利益は46百万円、税引前中間純利益は578百万円それぞれ多く計上されております。</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末現在の要支給額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 従来、役員退職慰労金は、支出時の費用として処理しておりましたが、当事業年度から引当金を計上する方法に変更いたしました。これは、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)により、役員賞与が引当金計上を含め費用処理されることとなったことをはじめ、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)が公表されたことを契機として、企業会計原則注解(注18)の要件を踏まえて当該会計処理を見直した結果、変更するものであります。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ営業経費は92百万円、特別損失は531百万円それぞれ増加し、経常利益は92百万円、税引前当期純利益は623百万円それぞれ減少しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
			また、上記のとおり会計処理の見直しを当下半期に行ったため、当中間会計期間は、従来の方法によっております。このため、当中間会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、営業経費は46百万円、特別損失は531百万円それぞれ少なく計上され、経常利益は46百万円、税引前中間純利益は578百万円それぞれ多く計上されております。
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左
8 ヘッジ会計の方法	外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 繰延ヘッジの採用にあたっては、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段として指定し、当該ヘッジ手段の残存期間を通じて、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することにより、ヘッジの有効性を評価しております。	同 左	同 左

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	同 左	消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。 当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は172,881百万円であります。 なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。	—————	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。 当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は183,879百万円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号 平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「固定資産圧縮積立金」、「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 純額で「繰延ヘッジ損失」又は「繰延ヘッジ利益」として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>なお、前中間会計期間末の「その他負債」に含まれていた繰延ヘッジ利益から税効果額を控除した金額は28百万円であります。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>なお、前中間会計期間末の「動産不動産」のうち「有形固定資産」は25,103百万円、「無形固定資産」は535百万円、「その他資産」は334百万円であります。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 789百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は8,661百万円、延滞債権額は64,210百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は425百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,935百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 2,006百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,559百万円、延滞債権額は54,326百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は275百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,680百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 2,014百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は4,046百万円、延滞債権額は58,072百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は294百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,415百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)																		
<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は89,233百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <hr/> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は18,180百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>252百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>8,720百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券129,354百万円及びその他資産(現金)26百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は310百万円であります。</p>	有価証券	252百万円	担保資産に対応する債務		預金	8,720百万円	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は77,841百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <hr/> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は14,480百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>241百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>5,664百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券127,763百万円及びその他資産(現金)19百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は285百万円であります。</p>	有価証券	241百万円	担保資産に対応する債務		預金	5,664百万円	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は78,829百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、46,619百万円であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は17,436百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>248百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>622百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券130,510百万円及びその他資産(現金)29百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は299百万円であります。</p>	有価証券	248百万円	担保資産に対応する債務		預金	622百万円
有価証券	252百万円																			
担保資産に対応する債務																				
預金	8,720百万円																			
有価証券	241百万円																			
担保資産に対応する債務																				
預金	5,664百万円																			
有価証券	248百万円																			
担保資産に対応する債務																				
預金	622百万円																			

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は326,601百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが311,092百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は328,721百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが314,183百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は325,042百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが310,749百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額</p>	<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額</p>	<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額</p>
<p>29,102百万円</p>	<p>29,242百万円</p>	<p>29,285百万円</p>
<p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 1,073百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 1,073百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 1,073百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>——</p> <p>※13 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 57百万円</p>	<p>※12 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は6,219百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号 平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、前事業年度の下半期から相殺しております。</p> <p>これにより前中間会計期間の支払承諾及び支払承諾見返は、変更後の方法によった場合、それぞれ7,001百万円減少します。</p> <p>※13 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 39百万円</p>	<p>※12 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は7,065百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号 平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から相殺しております。</p> <p>これにより従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ7,065百万円減少しております。</p> <p>※13 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 56百万円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 557百万円 無形固定資産 1百万円</p> <p>※2 「その他経常収益」には、株式等売却益1,807百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額1,046百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 624百万円 無形固定資産 1百万円</p> <p>※2 「その他経常収益」には、株式等売却益897百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額2,064百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 1,149百万円 無形固定資産 3百万円</p> <p>※2 「その他経常収益」には、株式等売却益3,056百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額2,297百万円を含んでおります。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	5,297	51	2	5,346	(注)

(注) 単元未満株式の買取り及び買増しによる増減であります。

II 当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	5,389	37	5	5,422	(注)

(注) 当中間会計期間中の変動事由は、単元未満株式の買取請求による増加及び買増請求による減少であります。

III 前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	5,297	97	4	5,389	(注)

(注) 当事業年度中の変動事由は、単元未満株式の買取請求による増加及び買増請求による減少であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																										
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table border="1"> <tr> <td>動産</td> <td>その他</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>3,701百万円</td> <td>98百万円</td> <td>3,799百万円</td> </tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table border="1"> <tr> <td>動産</td> <td>その他</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>1,491百万円</td> <td>77百万円</td> <td>1,568百万円</td> </tr> </table> 中間会計期間末残高相当額 <table border="1"> <tr> <td>動産</td> <td>その他</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>2,209百万円</td> <td>21百万円</td> <td>2,230百万円</td> </tr> </table> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table border="1"> <tr> <td>1年内</td> <td>1年超</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>655百万円</td> <td>1,646百万円</td> <td>2,302百万円</td> </tr> </table> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>432百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>371百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>64百万円</td> </tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。 	動産	その他	合計	3,701百万円	98百万円	3,799百万円	動産	その他	合計	1,491百万円	77百万円	1,568百万円	動産	その他	合計	2,209百万円	21百万円	2,230百万円	1年内	1年超	合計	655百万円	1,646百万円	2,302百万円	支払リース料	432百万円	減価償却費相当額	371百万円	支払利息相当額	64百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table border="1"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>無形固定資産</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>3,195百万円</td> <td>282百万円</td> <td>3,478百万円</td> </tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table border="1"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>無形固定資産</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>1,395百万円</td> <td>140百万円</td> <td>1,536百万円</td> </tr> </table> 中間会計期間末残高相当額 <table border="1"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>無形固定資産</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>1,799百万円</td> <td>141百万円</td> <td>1,941百万円</td> </tr> </table> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table border="1"> <tr> <td>1年内</td> <td>1年超</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>674百万円</td> <td>1,354百万円</td> <td>2,029百万円</td> </tr> </table> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>394百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>342百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>58百万円</td> </tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。 	有形固定資産	無形固定資産	合計	3,195百万円	282百万円	3,478百万円	有形固定資産	無形固定資産	合計	1,395百万円	140百万円	1,536百万円	有形固定資産	無形固定資産	合計	1,799百万円	141百万円	1,941百万円	1年内	1年超	合計	674百万円	1,354百万円	2,029百万円	支払リース料	394百万円	減価償却費相当額	342百万円	支払利息相当額	58百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 <table border="1"> <tr> <td>その他の有形固定資産</td> <td>ソフトウェア</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>3,207百万円</td> <td>392百万円</td> <td>3,599百万円</td> </tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table border="1"> <tr> <td>その他の有形固定資産</td> <td>ソフトウェア</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>1,256百万円</td> <td>233百万円</td> <td>1,490百万円</td> </tr> </table> 期末残高相当額 <table border="1"> <tr> <td>その他の有形固定資産</td> <td>ソフトウェア</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>1,950百万円</td> <td>158百万円</td> <td>2,109百万円</td> </tr> </table> 未経過リース料期末残高相当額 <table border="1"> <tr> <td>1年内</td> <td>1年超</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>656百万円</td> <td>1,532百万円</td> <td>2,189百万円</td> </tr> </table> 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>852百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>736百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>128百万円</td> </tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。 	その他の有形固定資産	ソフトウェア	合計	3,207百万円	392百万円	3,599百万円	その他の有形固定資産	ソフトウェア	合計	1,256百万円	233百万円	1,490百万円	その他の有形固定資産	ソフトウェア	合計	1,950百万円	158百万円	2,109百万円	1年内	1年超	合計	656百万円	1,532百万円	2,189百万円	支払リース料	852百万円	減価償却費相当額	736百万円	支払利息相当額	128百万円
動産	その他	合計																																																																																										
3,701百万円	98百万円	3,799百万円																																																																																										
動産	その他	合計																																																																																										
1,491百万円	77百万円	1,568百万円																																																																																										
動産	その他	合計																																																																																										
2,209百万円	21百万円	2,230百万円																																																																																										
1年内	1年超	合計																																																																																										
655百万円	1,646百万円	2,302百万円																																																																																										
支払リース料	432百万円																																																																																											
減価償却費相当額	371百万円																																																																																											
支払利息相当額	64百万円																																																																																											
有形固定資産	無形固定資産	合計																																																																																										
3,195百万円	282百万円	3,478百万円																																																																																										
有形固定資産	無形固定資産	合計																																																																																										
1,395百万円	140百万円	1,536百万円																																																																																										
有形固定資産	無形固定資産	合計																																																																																										
1,799百万円	141百万円	1,941百万円																																																																																										
1年内	1年超	合計																																																																																										
674百万円	1,354百万円	2,029百万円																																																																																										
支払リース料	394百万円																																																																																											
減価償却費相当額	342百万円																																																																																											
支払利息相当額	58百万円																																																																																											
その他の有形固定資産	ソフトウェア	合計																																																																																										
3,207百万円	392百万円	3,599百万円																																																																																										
その他の有形固定資産	ソフトウェア	合計																																																																																										
1,256百万円	233百万円	1,490百万円																																																																																										
その他の有形固定資産	ソフトウェア	合計																																																																																										
1,950百万円	158百万円	2,109百万円																																																																																										
1年内	1年超	合計																																																																																										
656百万円	1,532百万円	2,189百万円																																																																																										
支払リース料	852百万円																																																																																											
減価償却費相当額	736百万円																																																																																											
支払利息相当額	128百万円																																																																																											

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前中間会計期間末(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間会計期間末(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

III 前事業年度末(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(1株当たり情報)

		前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	936.73	957.68	996.52
1株当たり 中間(当期)純利益	円	20.76	21.34	41.81

(注) 1 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間(当期)純利益	百万円	3,832	3,938	7,718
普通株主に 帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	3,832	3,938	7,718
普通株式の(中間) 期中平均株式数	千株	184,595	184,510	184,571

2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の 合計額	百万円	172,891	176,685	183,884
純資産の部の 合計額から 控除する金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る 中間期末(期末)の 純資産額	百万円	172,891	176,685	183,884
1株当たり純資産 額の算定に用いら れた中間期末(期 末)の普通株式の 数	千株	184,568	184,492	184,525

(重要な後発事象)

- I 前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
該当事項はありません。
- II 当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
該当事項はありません。
- III 前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
該当事項はありません。

(2) 【その他】

中間配当

平成19年11月19日開催の取締役会において、第105期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当による配当金の総額	461百万円
1株当たりの金額	2円50銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成19年12月10日

(注) 平成19年9月30日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む)に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、支払を行う。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|-------------------------|-----------------|-----------------------------|--------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第104期) | 自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日 | 平成19年6月28日
関東財務局長に提出 |
| (2) 有価証券報告書の
訂正報告書 | 事業年度
(第104期) | 自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日 | 平成19年11月20日
関東財務局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月13日

株式会社 山梨中央銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 手塚 仙夫 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野中 俊 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山梨中央銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社山梨中央銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月17日

株式会社 山梨中央銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	手塚 仙夫	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	野中 俊	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山梨中央銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社山梨中央銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月13日

株式会社 山梨中央銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	手塚 仙夫	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	野中 俊	Ⓜ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山梨中央銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第104期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社山梨中央銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月17日

株式会社 山梨中央銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	手塚	仙夫	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	野中	俊	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山梨中央銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第105期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社山梨中央銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。